

小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年10月17日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年小田原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

(指定等通知書)

第3条 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、条例第5条第1項の規定に基づき指定管理者を指定したときは、指定管理者指定等通知書（様式第2号）により、当該指定管理者には指定した旨を、指定しない法人その他の団体には指定しない旨を通知するものとする。

(指定の告示)

第4条 条例第5条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 指定管理者が管理を行う公の施設の名称
- (3) 指定管理者として指定を受けた法人その他の団体の名称
- (4) 指定の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第5条 条例第7条第1項に規定する事業報告書の様式は、様式第3号とする。

(指定取消等決定通知書)

第6条 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消等通知書（様式第4号）により、当該指定管理者にその旨を通知するものとする。

(市長等による管理の告示)

第7条 条例第12条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の名称
- (2) 当該公の施設の指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた法人その他の団体の名称
- (3) 当該公の施設の指定管理者の指定を取り消した日又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日及びその期間

(4) 市長等が自ら行うこととし、又は行わないこととする管理の業務の範囲

(5) 市長等が前号の業務を自ら行うこととする期間及び事由又は行わないこととする日及び事由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

指定管理者指定申請書

(あて先)

申請者 主たる事務所の所在地

団体等の名称

代表者の氏名

印

連絡先(電話)

次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称：

(添付書類)

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

指定管理者指定等通知書

様

（小田原市長又は小田原市教育委員会） 印

次のとおり通知します。

内 容	指定管理者に指定します。 指定管理者に指定しません。 (理由)
指定等に係る公 の施設の名称	
指 定 期 間	
(備考)	

事業報告書

（あて先）

申請者 主たる事務所の所在地

団体等の名称

代表者の氏名

印

連絡先（電話）

年度の管理の業務について次のとおり報告します。

公の施設の名称	
管理の業務の実施状況及び利用状況	
使用料又は利用に係る料金の収入実績	
管理に係る経費の収支状況	
その他	

年 月 日

指定管理者指定取消等通知書

様

（小田原市長又は小田原市教育委員会） 印

指定管理者の指定の取消し等について、次のとおり通知します。

指定の取消等に 係る公の施設の 名称	
内 容	指定管理者の指定を取り消します。 指定取消日 年 月 日 （理由）
	業務の ^{全部} _{一部} の停止を命じます。 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで （理由）

この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長（教育委員会の決定の場合は、教育委員会）に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長（教育委員会の決定の場合は、教育委員会）となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。